

特47  
195

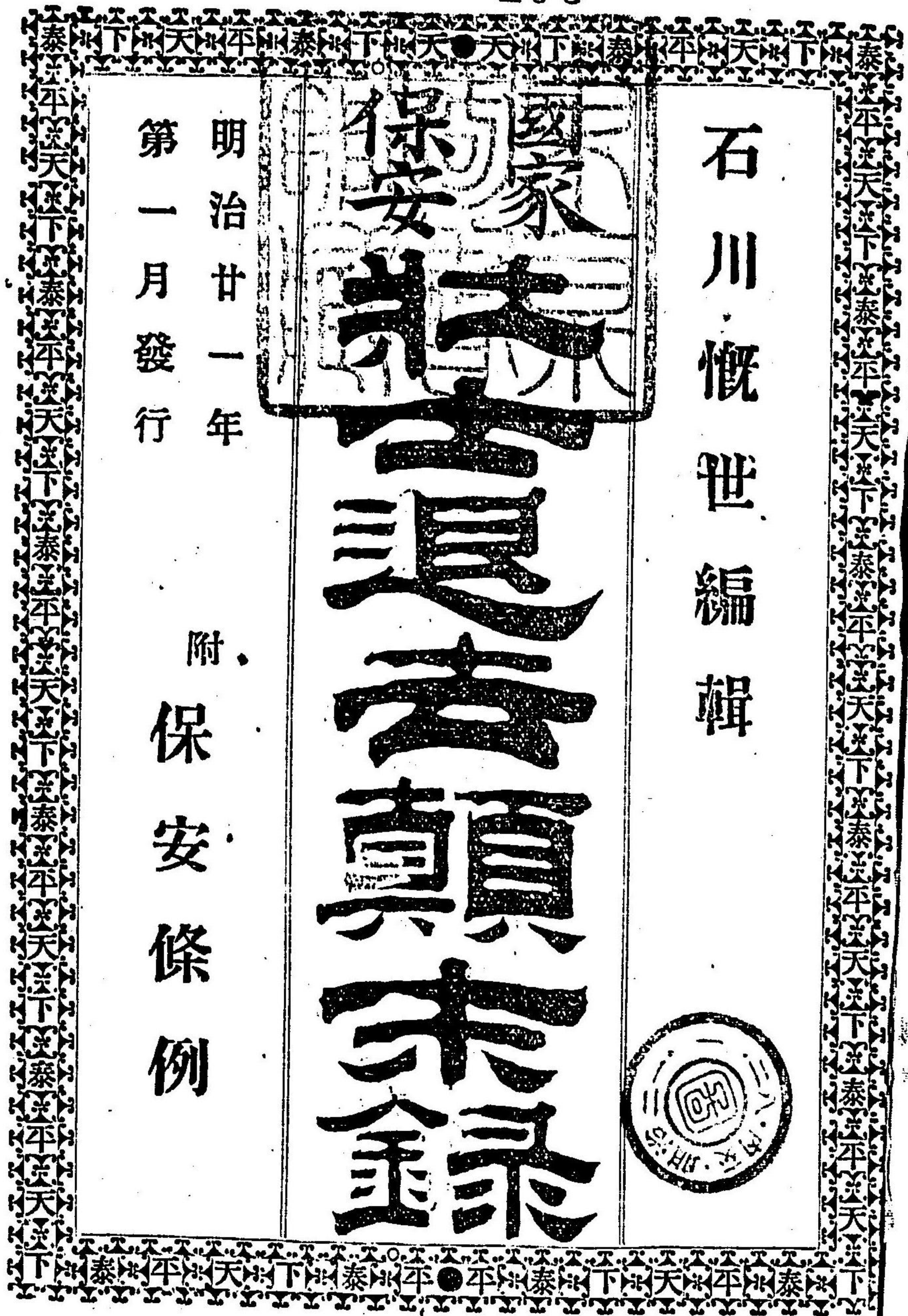
No. 484

石川慨世編輯

國家保安  
特種  
退去  
顛末  
錄

明治廿一年  
第一月發行

附  
保安條例





序

苟モ政事家トシテ世上ニ立ント欲セハ天理ノ正ニ則ラサル  
可ラス人道ノ常ニ從ハサル可ラス天理ハ正直ヲ尚フ者ナリ  
正ヲ棄テ曲ヲ執ラハ天豈之ヲ許サンヤ人道ハ常經ヲ好ム者  
ナリ常ヲ舍テ變ヲ取ラバ人豈之ニ從ハンヤ故ニ古來倜儻非  
常ノ政事家ガ大勲ヲ建テ偉績ヲ成ス所以ノ者ハ其時勢ノ雜  
亂紛糾ナルニ際シテ多少ノ變道ヲ執リシ事ナキニ非サルモ  
變中猶天理人道ニ順フニ因ラサルハナシ況ンヤ時運ノ否塞  
ナラサルニ當ツテハ天理人道ヲ舍テ政事家ノ本分トスル所  
ナル可ラス嗚呼明治ノ在野政事家ハ動スレハ輒チ天理人道  
ヲ棄テ卑劣ナル暴力手段ニ是レ依ラント欲スル者多キハ誰



カ長大息ニ堪ヘサラシヤ  
 熊本城ノ硝烟晴レテ加波山ノ妖雲散シ漸ク清明ノ天地ヲ拜  
 スルヲ得テ萬民太平ヲ歌フ間モナク又モ大坂爆裂彈ノ惡聲  
 昭代ノ夢ヲ驚セリ此ノ二三年ハヨモヤト思フ折モ折トテ又  
 モヤ不祥ナル出來事ノ吾人ガ眼前ニ現出セシハ悲ムヘシ何  
 ソヤ無數ノ在野政事家ガ屈原ノ跡ヲ蹈テ都内三里ノ外ニ彷徨  
 スル是ナリ  
 去年二三有力ノ士書ヲ上テ時病ヲ論シ中ニハ言用ラレスシ  
 テ要職ヲ去リシ者サヘアリシカ天下ノ人其風ヲ聞テ起ル者  
 靡然颺然トシテ其數ヲ知ラス人民腦裡ノ政治思想消長計ハ  
 俄然昇リテ其極度ニ達シ東ヨリ西ヨリ都下ニ嘯集シ侃々ト

シテ斃賢ヲ指摘シ上書建白ノ書類ハ元老院庫中ニ山積セリ  
 世人之ヲ目シテ壯士ト云フ或ハ大衙ニ詣リテ國勢ノ危ヲ説  
 キ或ハ權門ヲ叩テ民情ノ苦ヲ訴ヘ往々暴力モテ其志ヲ逞フ  
 セント欲スル者サヘアリトカ噂セシガ事實ノ有無ハ兎ニ角  
 ニ其結果ハ一片ノ保安條例七條ト爲レリ嗚呼世ノ所謂壯士  
 今ハ則放タル天地寂然復々曉々スル者ナシ  
 此ノ書ハ即チ壯士放逐ノ歴史ニシテ其事實ヲ網羅シ毫毛ノ  
 遺ス所ナシ即決ノ命令書ヲ奉シテ直ニ立退シモ有レ下中ニ  
 ハ命ヲ拒シテ縲紲ニ就キ獄窓ノ下ニ呻吟スルモアリ人誰カ  
 好シテ罪ヲ招キ刑ニ就ク者アラシヤ憂國愛民ノ志溢レテ詭  
 激ノ行ト爲ル者比々然ラサルナシ余レ其放逐ノ罪狀ヲ詳ニ



セズト雖能僅々タル小冊子ノ歴史上何トナク不祥ノ色ヲ呈  
 シ懺慘タル妖雲ノ紙上ニ搖曳スルガ如ク文字モ亦劍火ヲ含  
 ムニ似タリ借モ綴ラハシク厭ハシキ出來事ニ非ヌヤ  
 世途ノ嘸嘸崢嶸ハ今モ昔ニ異ラス政海ノ動盪起伏ハ日一日  
 ヲヨリ危シ况ンヤ政事家ノ本分トシテハ天理人道ノ正シキ常  
 經ニ順ハスンハ其顛蹶蹉跌固ヨリ其所ナリ嗚呼世上ノ國家  
 ト人民トノ重荷ヲ擔ヘル政事家諸子ヨ則レヤ天理ノ正ニ則  
 レ蹈メヤ人道ノ常ヲ蹈メ此書ヲ讀ンテ以テ彼ノ卑劣ナル暴  
 力手段ノ歴史再ヒ明治ノ昭代ニ現出セサランコトヲ期セヨ

明治廿一年一月

寂然山人

國家 壯士退去顛末錄序

保安 行爲ニ露出セザルモ内心ニ包藏シ國家ノ安寧ヲ壞亂シ或ハ  
 政治ノ施行ヲ妨害スル者ハ驅ツテ國境ノ外ニ追放スルノ例  
 ハ歐洲諸國ニ於テ聞ク所ナリ往時我國ニモ追放ノ例アリ江  
 戸お構ヒ或ハ所拂ヒ等アリテ歐洲列國カ其國境ノ外ニ追放  
 スルトハ同シカラズト雖モ住馴シ地ヲ去リ家ヲ捨テ行方定  
 メメ旅ノ空知ラヌ他國ニ客トナリ其國民ニシテ國民タルノ  
 權利ヲ失フハ犯セル罪狀ノ有リトハ云ヘ人生ノ不幸モ亦大  
 ナリトス國家ノ安寧ヲ維持シ幸福ヲ保護スルニ於テハ少數  
 人民ヲ窘ムルモ亦施政ノ方略寔ニ止ヲ得ザル可シ吾人ハ曾  
 テヨリ西來ノ報道ニ接シ國外追放ノ事ハ屢々耳ニ入ルモ目  
 前其實行ヲ見ントハ夢ニダモ想ハザリキ明治三十年ハ國家



無事泰平ニ終リテ告ントスルニ際シ突如トシテ志士退去ノ  
 令出デ昨日マデハ西來ノ傳報今日倏忽實行ヲ見ルニ及ンデ  
 愕然トシテ歎シ國家ノ爲メニ不祥ノ機會ヲ悲ミ退去者ノ不  
 幸ヲ吊ハザルヲ得サルニ至レリ  
 明治二十年十二月廿五日勅令第六十七號ヲ以テ公布シタル  
 保安條例ハ即時之ヲ實施セリ元ヨリ單行ノ法律ニシテ行政  
 部内ニ屬シテ治罪法適用ノ外ニ在リ行政官ガ一タヒ認定ス  
 ルヤ被認定者ハ之ガ處置ニ對シ控訴ヲ爲シ上告ヲ爲シ哀訴  
 ヲ爲スヲ得ズ特免縮期ノ明文無キカラハ謹慎悔悛ノ効アル  
 モ赦免縮期ノ特典アルニアラズ被命ノ期限内ハ皇居三里以  
 内ノ地ニ入ルヲ得ズ國外ニ追放サルトハ同一ニアラズト  
 雖モ其定メアル境内ニハ期限内都テノ權利ヲ剝奪サレタル

モ同様ニシテ人身ノ自由ノ幾分ヲ滅殺シタルモノト云フヘ  
 シ  
 訛聞退去者ハ無慮四百餘名ノ多キナリト其心事ハ吾人容易  
 ニ知ル可ラズト雖モ聖意ヲ奉體シ事實ヲ認メテ施行スル上  
 カラハ咸ク條例ニ該當スルヤ敢テ辯ヲ俟タザルナリ法令既  
 ニ行ハレ寬嚴當非喋々スルヲ要セス然レモ彼ノ退去者ハ概  
 シテ政治上ニ關係アル者ナレバ其衷情憐レム可キモノアリ  
 四百餘名ノ中政治家ノ性格有ル者數シトセス國會開設以  
 来僅ニ一年ヲ隔ツルノミ法文議員トナルヲ得ザルノ明示ヲ  
 キヲ以テ謹慎悔悛ノ實証證明ニシテ虞ルベキ危殆ナキ者ノ  
 多數人民ノ推撰ヲ被フルトアルモ國會議事堂ヲ皇居又ハ行  
 在所三里以外ニ移サハル限リハ其期限内自ラ當選ヲ放棄セ



亦ル可ラズ斯ル場合アルニ至ツテハ選舉者當選者ノ失望ハ  
 更ナリ國家ノ爲メニ痛惜セザルヲ得ズ倘シ特免縮期ノ特典  
 ヲケモ更ニ加フルアラバ恩威兩ナガラ尙大イナラン乎  
 尙夫ヨリモ願フ所ノモノアリ今後此不幸ナル機會ノ再ヒ來  
 ルトナキ事夫レナリ行政官ハ好シテ施行スルニアラズ被認  
 者モ好シテ違犯スルニアラス蓋シ勢ヒノ然ラシムル場合ナ  
 キニアラザルモ概ネ被認者自ラ機會ヲ作ルコトアリ謹マザ  
 ル可ラス戒メリル可ラズ著者ガ後來ヲ戒メテ本書ヲ著ハス  
 大意ヲ採リ余モ亦再ヒ此類ノ書ノ出ル無カラントヲ望ムト  
 云爾

明治二十一年一月

天放仙史

○國家壯士退去願末錄

石川 愷 世編輯

邦家安全の基礎たるは其國に制度あつて宜しく人民を統轄すれのみ  
 り今我國に憲法保安條例の制を設けられ施政上の妨害を除去せられ  
 しも其例しある事にして我國而已に非ず己に歐州にてハ日耳曼に社  
 會黨を追ふの條例伊太利に現行の共和黨追ひ拂ひ條例等の如きあり  
 て何れも治安を保たれたる今我邦に於ても此條例を茲に頒布して昨  
 年十二月廿六日を以て實施せらるゝ事どのかりぬ其條例の全文を左  
 に記す

勅令第六十七號 保安條例

第一條 凡そ秘密の結社又ハ集會ハ之を禁ず犯す者ハ一月以上二



年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す其首魁及び教唆者の二等を加ふ

内務大臣の前項の秘密結社又ハ集會又ハ集會條例第八條に載する結社集會の聯絡通信を阻遏する爲めに必要なる豫防處分を施すことを得其處分に對し其命令に違犯する者罰前項に同じ

第二條 屋外の集會又ハ群集の豫め許可を経たると否とを問はず警察官に於て必要と認むるときハ之を禁ずることを得其命令に違ふ者首魁教唆者及び情を知りて參會し勢ハを助けたる者ハ三月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す其附加隨行したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

集會者に兵器を携帶せしめたる者又ハ各自に携帶したる者ハ各本刑に二等を加ふ

第三條 内亂を陰謀し又ハ教唆し又ハ治安を妨害するの目的を以て文書又ハ圖書を印刷又ハ板刻したる者ハ刑法又ハ出版條例に依り處分するの外仍其犯罪の用に供したる一切の器械を沒收すべし印刷者ハ其情を知らざるの故を以て前項の處分を免るゝことを得ず

第四條 皇居又ハ行在所を距る三里以内の地に住居又ハ寄宿する者にして内亂を陰謀し又ハ教唆し又ハ治安を妨害するの虞ありと認むるときハ警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣の認可を経期日又ハ時間を限り退去を命じ二年以内同一の距離内に出入寄宿又ハ住居を禁ずるとを得

退去の命を受けて期日又ハ時間内に退去せざる者又ハ退去したるの後更に禁を犯す者ハ一年以上三年以下の輕禁錮に處し仍五年以



下の監視に附す

監視の本籍の地に於て之を執行す

第五條 人心の動亂に由り又ハ内亂の豫備又ハ陰謀を爲す者あるに由り治安を妨害するの虞ある地方に對し内閣ハ臨時必要ありと認むる場合に於て其一地方に限り期限を定め左の各項の全部又ハ一部を命令することを得

一 凡そ公衆の集會ハ屋内屋外を問はず及び何等の名義を以てするに拘らず豫め警察官の許可を経ざるものハ總て之を禁ずる事

二 新聞紙及び其他の印刷物の豫め警察官の檢閲を経ずして發行するを禁ずる事

三 特別の理由に因り官廳の許可を得たる者を除く外銃器短銃火

藥刀劍仕込杖の類總て携帯運搬販賣を禁ずる事

四 旅人の出入を檢査し旅券の制を設くる事

第六條 前條の命令に對する違犯者ハ一月以上二年以下の輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下の罰金に處す其刑法又ハ其他特別の法律を併せ犯したるの場合に於てハ各本法に照し重きに從ひ處斷す

第七條 本條例ハ發布の日よシ施行す

扱該條例明治二十年十二月廿六日官報號外を以て發布相あるヤ全日午後六時頃より警視廳にてハ此執行に着手せんとし多數の巡查をして四宿其他の要所へを警固せしめ東京府廳へハ憲兵一小隊ばかり出張して議事堂に夜中詰切り又北豐島郡陸軍電信隊よシ中尉其他の士官以下凡三十名程廿七日午前一時に全所を發し辰の口なる軍用電信隊へ出張一夫ハ人數を集め憲兵本署へ出張し此人數に憲兵を加へ



二隊に分ち一隊の皇居御近傍を固め一隊の小石川砲兵工廠近傍を固めたり而して各憲兵各管區へ軍用電信を架設せり各警察署に於てハ警部巡查の隊伍を爲し豫て地方有志總代となす上京せし人々の旅宿に就き残らず所轄警察署へ拘引し保安條約公布につき該四條により何年間東京を退去せしむ旨を傳へ翌日午後三時廿七日(未)を限り退去すべき旨を達せられ命を受けて歸宅するや警官附従し來た又憲兵本部より廿六日午後十一時俄に新橋鐵道局へ廿八日午前一時三十分臨時瀟軍を發すべき様照會せられ全時憲兵二小隊彈丸を携帶して横濱へ出張全港の警備を致されたり退去者の重立たる者の氏名及び年齢等の高知縣本仲道(五十五)林有造(四十六)片岡健吉(四十三)以上三ヶ年間退去を命せられ中島信行(三十)竹内綱(四十八)宮地茂春(二十八)西山志澄(四十四)廣瀬正猷(四十)安藝清香(三十)横山又吉(三十一)林包明(二十九)

坂崎斌(三十六)中江篤介(四十一)和田稻積(三十四)以上貳ヶ年間退去島本佐郎(三十七)前島幸馬(三十)貞口高磨(未詳)横田金馬(三十二)北村守之助(五十)公文正景(三十七)梅垣正義(三十七)山崎正齋(三十六)廣田春次(三十一)岡本進(未詳)細川義昌(三十八)有光麟馬(三十五)近藤猪二郎(三十八)野町金太郎(二十)長澤利定(三十六)小笠原音吉(三十六)長野嘉之助(二十一)桶瀬嘉吉(三十一)山崎吉馬(十九)高橋堅太郎(二十)小川久次郎(二十)岩目千代督(十八)村井謙三郎(三十二)川窪鬼子馬(二十二)山田龜助(十八)久保久吾(十九)久保田久万吉(十八)土居源太郎(二十二)土屋吉之助(二十)山岡奎太郎(二十)清水房次(二十)鹿山彌太郎(二十)板垣格(三十三)池忠彦(二十三)吉川陽吉(二十七)錠山彌太郎(二十)岡村亦三郎(二十三)大谷直臣(二十二)小原善次郎(二十一)植松龍太郎(二十三)川田雅穂(二十八)安並正厚(三十七)吉良順吉(三十四)竹村太郎(三十三)川島和聲(三十五)千頭要(四十一)池正裕(三十二)甲藤定政(三



十三(金地嘉正(三十八)中澤楠太(二十七)太淡中則文(二十七)安喜々代吉(二  
十八)門田智(二十九)黒岩一二(二十三)高橋簡吉(三十五)山内一正(二十)中西  
辰猪(二十二)片岡恒次郎(二十)島崎清美(二十六)關田可通(三十二)土居純樹  
(十八)澤本楠彌(三十二)山本正心(二十七)武市安哉(四十)澤山熊太郎(二十)楠  
馬東志馬(十九)坂本直寛(未詳)山本幸彦(四十三)黒岩成存(三十八)今村彌太  
郎(三十七)前田岩吉(二十二)濱田三孝(三十)野口孝澄(二十一)溝淵幸馬(不詳  
以上一ヶ年間退去を命せらる是迄ハ皆高知縣の人にて都合八十八人  
なりト栃木縣星亨(三十九)東京府尾崎行雄(不詳)以上三ヶ年間退去新瀉  
縣山際七司(三十九)同八木原繁社(四十)東京府吉田正春(三十八)新瀉縣富  
田精策(不詳)京都府植島幹(全)千葉縣齋藤自治夫(全)岩手縣伊藤圭介(全)宮  
城縣草刈親明(全)福島縣目黒重眞(全)同吉田升造(全)以上二年六ヶ月間退  
去新瀉縣加藤貞盟(不詳)山形縣重野謙次郎(全)宮城縣佐藤琢次(全)福島縣

菊宿仲衡(全)以上三ヶ年間退去千葉縣山田島吉(全)同高野麟三(全)茨城縣  
片野文助(全)同川島烈之助(全)廣島縣南波登波(全)長野縣早川權彌(全)岩手  
縣山田勇治(全)福崎縣三輪正路(全)東京府山田泰造(全)以上一年六ヶ月間  
退去新瀉縣西瀧爲造(四十一)全今村陽不詳(全)同八木原義(全)兵庫縣宮部政  
一(全)山梨縣神山亮(全)熊本縣赤星龍雄(全)長崎縣貞方至親(全)同樽井藤吉  
(全)熊本縣前田案山子(全)同前田下學(全)茨城縣森隆介(全)同久米弘行(全)愛  
媛縣坂義三(三十四)山形縣高橋保次郎(不詳)以上一ヶ年間退去以下縣地  
年齢未詳善光齋馬土居光義中西幸猪黒岩保教岩間政定以上一年六ヶ  
月間退去松山貫造上原駛馬門田長次福富鐵藏加藤保則中平重行三谷  
軌秀池津万壽吉庄司徳三郎長部房太郎鷹取田一郎水島丑之助木戸豊  
吉楠目馬太郎横山直陽奥田早苗楠瀬熊吉太肥通俊八井田利吉田忠兵  
衛岡上貞止以上一ヶ年間退去又愛知縣庄林一正波國法貴濱野九助長



野源吉の諸氏も拘引の上一ヶ年間退去を申渡さる  
 ○又島本仲道氏方同居の江藤新作樽井某は去る廿七日午前三時頃拘引の上一ヶ年間退去又全縣人宇多次男山崎卯子西森拙三井上暢達小松順馬愛媛縣藤野正哲白川福儀其他岡田普左武田信智の九名も同様申渡されたこと

○長野縣埴科郡栗佐村堀内賢郎氏の地方有志總代となり上京の處四五日前一ト先歸郷せしに去る廿七日午後屋代警察署へ拘引一ヶ年間東京退去を命せられたり

○亦舊三菱會社員糸某横山某の兩氏も拘引相成しか多分退去の伊沙汰あらんと又大坂關西同盟會員吉本松吉氏も拘引となり二年六ヶ月間東京退去を命せられたり兵庫縣人宮部政厚氏の淺草福富町の旅人宿牧野方に止宿中かりしが廿六日午後八時頃猿屋町警察署より巡查

派出し直に引致せられ一ヶ年間東京退去の旨を命せられ明日午後三時までに府下三里以外の地へ立退へべしと達せられしを以て同氏の茨城縣新治郡下玉置村へ赴く由を答へ尙歸縣の途次にハ三里以内を通過するも條例の禁せざる處あるかと承りしに相成らざる旨を答へられしと

○東京管理局伊屋東東京府士族伊藤某の去る廿七日退馳の歸途直ちに引致せられ退去を命せられしと

○非職式部官林直庸氏の去る明治十年西南戦争の際高知の疑獄に關係して一時其筋に捕らわれしも直に放免せられしが去る廿六日氏も亦退去を命せられしに氏ハ假令非職といふ云々式部の官に在り殊に政治上的に何れも口を容れたるとさへなければ退去を命せらるゝ筈ありと遮て主張せらるゝに能々取調られしに全く林有造氏との間違と分



り先づ退去状の預り置かれしより氏の警察署を退散せられしと  
 ○高知縣人寺田某は去る廿六日の夜例の退去を命せらしに翌日に至  
 り右の誤りなるとして退去狀取消の達しを受けたりと  
 ○保安條例に寄て退去を命せられし地方有志は總計五百六十二名の  
 多きに至り何れも警官數名各宿所に出張し管轄警察署に引致し退去  
 狀を渡されし後は巡查二名若くは三名宛始終之に附添ひ居らる府下  
 居住の者へ大概十二月三十一日午後三時限り三里以外の地則ち赤坂  
 假皇居を中央とし大略東へ利根川西は高井戸驛南は大森北へ草加宿  
 以外に退去せしめらる瀟車にて横濱に行く者は巡查全所迄中仙道の  
 赤羽迄護送相成りし由  
 ○島本仲道氏の兼て正風の俳諧に名のましが近來中々の進境にて殊  
 に連句に老熟し東京にて此道の人を稱する時の多く指を屈せずして

北洲老人の名ある程の由あり然れども翁の政治家の名高くして此道  
 の名は風流人の外へ餘り之を知る人あり今度翁は保安條例の實施に  
 依り最長期間東京退去の命を蒙りしを以て先づ大磯驛に立退き病ひ  
 を養ひ追々俳諧行脚を志し全國を周遊する心算ありと云ふ定めて秀  
 句を得るとあらん左の一句の翁が近日の作の由  
 氷る夜の深き底知る朗哉

と詠じられしと云氏は去る年官を辭されし後の最ら政治上自由の權  
 を伸張せんと自由黨に加盟せられ板垣總理を助けて自由新聞を發行  
 する事に盡力せられ効成つて俱に其事に預り全黨の諸氏と同心協力  
 爲に大に振ひたり後ち解黨の説起り終に其意に決すれども其志確乎  
 として動かさず令息島本佐郎氏退去者の一人なれば去る廿七日一先  
 相模國大磯地方へ赴むきたる途中警官の始終附添ひ大磯に着し一旅



店に投宿せしに旅店の階下に警官出張して警護する様子故に不審に思ひ直に警官の許に至り種々問答の上皇居を去る三里以外の地に於て猶も斯く警護せらるゝは不審に堪へざる事故一應の浮調を請ふ旨を述べて寮所に入りしに夜半に至り二名の警官突然入り來り姓名及び退去の年限滞在の目的等を尋ねられたるに氏の警官に向ひ今宵の始末警護の所以を問ひしに警官は之れに答へて曰ふ此の全く旅舎警察の爲にして保安條例外の所置あり前きの言は失言ありしと云ひて立去りたり翌日に至り氏の亭主を呼び暫時滞留する由を告げ座敷を借り受度旨を談せしに種々事を構へて退去を乞ふ体なれば氏の頗る余響の及ぶ所不自由を感じたれども又奈何ども爲さんすべければ其旅亭を立出て警察署に立寄り署長に面會し前夜以來の余響にて進退上直接の關係を蒙りたれば何卒向後注意あり度行を述べしに

署長は保安條例の外に内命のあるよりして斯く奇じたる事なれば別に致し方なき由答へられたるに附き止むを得ず唯成るべく迷惑なき様注意を乞ひたしと申て其場を辭し去り他の或る旅亭へ行きしに見へ隠れに巡査の附従ふを見受けられたりと

○各警察署にて退去者護送にて巡査警部の繁忙名狀すべからざる中に如何ある譯にや愛宕町警察署に於て署長並びに警部補西島一信氏及び巡査三名突然免職せられしとこれも退去の部類ある哉

○新吉原を始め根津品川新宿千住板橋の各貸座敷へ廿六日夜より廿七日にかけ其筋の命にて登樓する遊客をば一々届け出る様に致されしとこれは保安條例にて退去を命せられし者又は命ずべき者が旅宿に立戻らぬ者あるにより之を知る爲めと云

○尾崎行雄氏には郷里を出し今を距十三四年以前にして工部大學



校に入り専ら一心を學事に傾け其効全きを得られしに當時よて時事に感ずる多き爲民間に在つて終に朝野新聞の招聘に因つて改進黨を採り政談演說等をなす有志を助けらるゝに最も力在りて能く傍聽人に感動を興へられしと然るに此程の條例にて退去人の意人どあられしか去ル廿六日の夜半召喚狀を發せられしも其日氏は夕刻よて他出し用事も濟たれば車を飛ばして向氣なく我が門口に戻られ内に入らんとせしに誰何する者あり氏の曰く余は尾崎行雄なり行雄が行雄の宅に歸るに何の不審かあるやと問ふ者の曰く其行雄こそ此方の尋ねる人物あり直に警察署に來れとて召喚狀を示したれば今は氏も拒むに辭なく引れしまゝに登署したるに初めは小奇麗なる應接の間に通す稍ありて呼出すと例の退去の申渡しありしかば同氏は愕然一驚を喫してその理由を詰れども説明の限りにあらずとの事ゆゑ左らば

警視廳に到りて説明を聞かん警保局に到りて説明を聞かん此所彼所を指摘したれども何れに行くも説明なしとの事にて今は詮方なくあきらめられたれども何分一事は驚きたる事ゆゑ此後は今迄の號ある學堂を改め愕堂と稱し何か此混雜に付て一書を著さん杯と戯れつゝ護送巡査と共に自邸へ立歸られしと後ち氏は熱海に浴せられし内それく計畫あり此度歐州へ渡り漫遊せらるゝと

○八木原繁社氏は新潟縣人にして大坂表に於て公判開廷せられし彼の國事犯事件にて暫く滯獄たゞしが無罪放免となり東京へ來られしも秘秘出版事件嫌疑にて拘留の身とあり漸く申分相立去る十二月廿日鈴木昌司氏と共に放免となり後ち今般の條例に因て二年半退去を命ぜられ全廿七日横濱へ退去せんと護送の巡査二名どもに新橋停車場に到るや恰も發車の時刻にて同氏の直ちに切符賣出口に到り



上等切符を求めんとしたるに護送の巡査ハ絞悪懐中に持合せの少なくして丁度中等切符の代を拂ふ程あれば中等客車に居て上等客車の退去者を監督せるハ不都合あり去り逆地獄の沙汰も金次第にて殊更満車は上中下の差別嚴重あるより物は相談と八木原氏に談じて一二協議の上遂に中等にて同車あして横濱表へ赴むかれしと

○中島信行氏には高知縣人に而幼年の頃より學事を好み後勝伯爵の塾頭あてし故人坂本龍馬氏の歸郷後海援隊を藩主の設置せられしより氏も全隊に入て坂本氏の手につき京攝間の國事に奔走せられ御一新後大坂府知事を任せられ暫く在職たりしが民間の振はざるを憂ひ終に職を辭し從三位板垣伯爵と主義を同うし大坂に立權政黨新聞を起すに當り大に盡力せられ後ち東京に來られ尙板垣伯爵を助け亦自由新聞を設置し全社に從事せられ大に隆盛を極め後ち氏は思ふ事あ

つて支那地方を漫遊せられ朝歸後彼の有名なる女權擴張の囑矢ある岸田俊子氏を全縣人の媒介に據り配偶せられ偕老の契り淺からざりし氏は此程熱海へ遊浴中なりしに不在中自邸へ廿六日夜退去の令下りしに業に己に皇居を距るハ三里以外の地にあれども本人に其旨を通じ置かざれば何時歸京致さんも計られずとて其警察署よりも郵便を以て召喚に及びしとの事なれども廿八日に至るも未だ歸京せられざりしに細君には心配せられ夫の代理と爲り命令書を受取度旨を申出られしと流石俊子氏丈けあてて其事期に臨み少くも動ずる色なく其命令に應せんと申出られしは適れ大丈夫の細君に耻ざる行爲あり氏は其報の所轄警察署熱海表なごより達せられしゆへ廿九日夕横濱へ轉せられ目下逸求屋に披宿中ありと

○星亨氏には和歌山縣に成長爲し幼少より學事に志厚く傍ら擊劍を



好み學事の餘暇は全港の壯士を集め運動の爲め劍道を學べしが時勢の變動より洋學の利益の多きを悟り意を決して米國に留學し法律學校を卒業して歸朝せらるゝや未だ皇國に法律博士の一人もなかつしより官には早速之を撰拔せられ司法省附屬大日本帝國代官人の令あて氏の大に全國に名譽を輝されたり後ち民間に下り自由主義を主眼せらるゝに當り全志者の協議に依り板垣伯爵に全主義の總理を委ね東京に自由新聞の起るに當り盡力され亦燈新聞見光社（目下めさまじと改題）を設立する際福島縣下に高野廣中氏外數名の全主義者の拘引事件起り終に國事犯とあて高等法院を始め開局ありし時氏は辨護人とあて其説明餘さず漏さず盡されしより被告人は大に利益を得られしと然る繁忙なるに全新聞を發行し坂崎斌小室信介若菜貞嗣等の諸先生を聘し又畫工に有名の芳年氏の捕齋にて盛大なる開業

式を爲し東京諸會社及び新聞紙の關係ある諸官吏等を招待し筑地壽美樓に數藝妓を置き高樓に在て諸君を迎ふるは宛然ら唐の阿房宮は斯くやと疑ふ計りあり各祝詞等あてて宴酬ある頃日本鐵道會社建築地廣場に於て種々の花火を打揚げ尙餘興を添られたり後ち新潟地方漫遊の際演説上より不測の災害を蒙り禁獄の苦を嘗め滿期歸京の後ち大坂國事犯事件の起るより亦辨護の勞を取られたり又東京有志と謀り自ら社長となり公論新報と題せし新聞を新設し専ら社務に従事す中突然今般頒布の條例第四條に寄て三年間東京退去を命せられ十二月卅一日午後三時限り退去の令あれば時々出版社せらるゝに護送の巡查三名の俱々傍を距れず出版社階下に詰居らるゝに全社取締山田泰造氏にも退去を命せられし一人にて亦護送巡查と俱に出版社爲し中江篤介吉田正春の両氏も亦全樓にて拾名以上の巡查出版社せらるゝより



これを見る者一地方の屯所の如しと斯くて氏は三十一日午後三時頃  
四名の巡査に護送せられ退去の爲め京橋東仲通りを車にて通行せら  
れし所折から大晦日あればいと、輻湊を成すに氏は威儀を正し堂々  
として退去せらるゝを見物人の大臣にはあらざるか斯大勢の巡査護  
衛して行はと申つゝ通行せしは實に此事件を知らざる者の不審は最  
と云ふべし

○林有造氏は高知出身にして官に奉職中西南事件の起りしに氏之  
に關係ありし爲め七年の禁獄に處せられたりしが特旨を以て十七年  
中出獄を許されし後ち別段有す事もあく居られしに此度退去を命ぜ  
られ速に川崎驛へ赴むかれ目下全所淺田屋に滞在中ありと

○神田小川町警察署管下は豫てより書生の輻湊地あれば今度の退去  
件に付各私立學校寄宿舎又は下宿屋より拘引せらるゝ者踵相接し

同警察署は殊の外御繁忙にて其上諸學校の口々へは何れも巡査立番  
して餘程騒きなりしといへり

○保安條例の發布以來其筋にては各府縣廳其他の向へ晝夜を分たず  
續々發電の爲め中央電信局及び日本橋電信支局の如きは執務に夜を  
徹せしありと殊に年末の爲からん歎

○芝三田四國町十五番地に居住する高知縣人竹内綱氏は今度二年半  
東京退去を命せられ十二月廿八日午前七時新橋發の瀝車にて横濱太  
田村貳千百廿三番地吉田健三氏の別荘を借り受け一先全所に退去  
せられしと亦全氏の方に權助を致し居りし高知縣幡多郡芳奈村の百  
姓にて沖本彌五郎(三十五)と呼べる律義者のありけるが田舎稼ぎの面  
白からぬよと犬も大所と云ふ語もあれば花の都へ出て奉公ありとし  
稼ぎ溜め東京住居すること男と生れし甲斐こそあれと意を決し上京



せしに思ふに増したる東京の繁昌に如何はせんと思案爲し先づ差當り竹内家を尋ねんと全家に依て自分の意を述依頼致せし際幸ひ無人なればとて暫く權助に召遣われしが南八丁堀の北海道物産取扱ひ所松岡要次郎氏方にて無人にて困らるゝ由ゆへ全家へ罹れ望みの如く權助奉公をして居たましに今度突然警察署へ召喚されしに根が正直の者なれば何事ならんと胸打跳き怖るゝ出願せしに東京退去を命ぜられしかば夢に夢見し心地して唯茫然とせしがコンナ怖き花の都に居らんより矢張元の田舎で百姓仕事を爲すこそ優しからめと巡査に護送せられ先横濱迄退去せしと

○佛學を以て有名ある中江篤介氏の先頃大坂有志の計畫中ある東雲新聞社にて同氏を聘せしか共當時恰も東京に於て公論新報の發行ありたるより同氏を聘し執筆せらるゝより東雲新聞社の聘に應じ難き

由ありしか今度保安條例の實施に付き氏も二年半の間大坂お構ひの身となられ先大坂へ立退き品に寄せては再び東雲新聞の招聘に應じらるゝあらんと後藤伯爵にも全氏の邸を訪問せられ送別の談和數刻に及びたりと云

○片岡健吉氏外坂本今村西山細川澤本前田黒岩瀧淵山本の諸氏の芝區兼房町金虎館に投宿中ありしに片岡氏の二年半退去を命せられしが氏の此度の出京は事一身の私用に非ずして高知縣下多數の有志者の總代されば自身一個の所存を以て勝手に進退する事不能とて退去の命令に應せざりし氏は近來基督教を信奉し既に洗禮を受け又布教に盡力し過般高知に教會を設けて自ら其長老とあり別に外國宣教師數名をさへ招聘したる程あれば在府下の宣教師中にも氏の知己頗る多く其人々は何れも氏の不幸を悲しみ且つ今度出京したるの建白事



件と其に教會の用事もあるとなるに斯く拘留將たを捕ひ等の身とありては昔に教會の不都合而已か同宗信者の遭難を餘所にするは神意に反るものあればとて何か警視廳へ出願せん爲め頻りに周旋する者もある由然るに氏と諸共命に應せざる者ハ則決裁判を以て左の通り宣告ありたりと

片岡健吉坂本直實武市安設今村彌太郎西山志澄細川義昌澤本楠彌前田岩吉黒岩成存溝淵幸馬山本幸彦の諸氏ハ退去の命に應せざるより其儘拘留にて翌廿七日片岡坂本武市今村西山細川澤本の七氏は輕禁錮二年六ヶ月監視二年前田氏は全二年八ヶ月監視二年黒岩氏は全二年監視二年に溝淵山本の兩氏は全一年六ヶ月監視二年に處せられた

○此程諸氏の滞在せられし兼房町金虎館へ左の狂歌を郵送せられし

命令に服せぬ人の宿みれば

其名も粹奇禁錮監とは

○芝區愛宕町のある湯屋に三介とあり居りし高知縣人佐野與四平(五十三)は如何なる故にや今度保安條例により一ヶ年間退去を命せられしが一體此の者生得律義にて既に此家に三ヶ年餘勤め居り主人も三介ハ是迄能登國より來りし者にあらざれば他の者は中々三介の業に堪へがたきに與四平ハ壯者も及ばぬ様稼ぎ一心に貯金を爲せしより稍他の商法をも自から爲せる程貯へも出來自分も大に志を得て不日他に商ひを始めんと某人の媒介にて茶吞友達を約し右の者方へ追々に物品買ひ集め春の貰ひ湯を仕廻し上の暇を取り他に商業を開く目的なりしに突然保安條例に寄り警察署へ召喚の上退去を命せら



れしが如何ある譯なる哉一向條例も不知より大に望みを失ひしより  
 怖るゝ 巡查に其理由を尋ねしに今般の條例に寄つての譯なりと稍  
 了解の致せども彼の茶呑友達に買ひたる女房方へ色々の品もあり又  
 金も預けありて今此儘東京を退去せば是迄稼ぎし水の泡とあり如  
 何はせんと條例と一身上の組織と反せしに唯茫然として居たりしに  
 警官は其情實を聞如何にも氣の毒ある様子の顯れしも不得止より懇  
 々説諭され都府を速に退去する事にせられたりと  
 ○慶應義塾中にも今度の保安條例に據りて治安に妨害ありと認めら  
 れし者五名あり何れも高知縣人にてその姓名は森茂枝三本武重生田  
 定之桑原寛三平達枝の五氏の退去を命せらるゝや滿塾愕然知るも知  
 らぬも役是の評議しかりしその譯を聞くに他人は知らず第一に此森  
 茂枝氏と云ふは本年慶應義塾を卒業して一度ひ郷國土佐に歸り一二

個月以前に再び上京したる者にて在塾中の勿論塾外に寄宿したる時  
 にても大抵の事から客の來訪を謝絶しその目的は一に理學を研究し  
 てその奥義を究めんとするにあれば毎に讀書三昧に心を委ね塾中  
 ても評判の能き人にて今度上京するや幼稚舎の教頭和田義郎氏は森  
 氏の讀書力に富むを愛し幾許の月給を與へて幼稚舎の生徒の教授を  
 托せんとまで思ひ略約束も整ひたるに俄然此嚴命に逢ひ別を惜まむ  
 者は亦かりしと云へり次に三本武重氏はツイ先日卒業したる者にて  
 正に郷里に歸らんとしたる折柄同國同窓の親友生田定之氏が突然退  
 去の命を被むりしより其安否如何と氣遣ひ折も折とて此生田定之氏  
 と云へるゝ今回の冬季試験に昇級して二等生と爲り遅くも來年夏季  
 には卒業すると云ふ今が大事の修業時にて同氏の勉勵は塾中にて評  
 判する程ありしに一朝退去の命を被りしを以て中途に學事を廢せざ



る可らず然りとての生涯終身の方向にもかゝる故その失望一方から  
 ズ慷慨の餘退去の命に甘從せず切に其理由を糾して不服を唱へしよ  
 り忽ち警視第二局に送られて拘留の身となりしが三本氏はその不幸  
 を憐み先づ第一に差入物何かに周旋し彼れや是れやと盡力中同じく  
 退去の命を受けたりといふ其他三平達枝氏は別科一級生にて卒業の  
 際あるに同厄に罹り殊に桑原寛氏は今回の試験に昇級し就中勉強家  
 の聞えある人にて政談演説などには拘りしとは申迄も亦く同國人の  
 集會にも唯の一度出席したる事亦きに此厄にかゝりたりと右五氏の  
 何れも一個年の退去にて中にも尙ほ修學中の人は已むを得ず大坂に  
 到りて就學するよしに聞けり生田氏の廿八日放免とあり退去せられ  
 たり

○京橋警察署管内に居住又の止宿する者にして保安條例に照じ去る

三十一日限り退去を命ずべき者は凡八十餘名もありしが内七十五名  
 は何事もなく退去せしむるを得しかども殘る下宿人の夫れを聞くよ  
 り外出したる儘歸宿せざる者ありしよしにて右逃亡者の搜索退去者  
 の護送警備等の爲め全署詰の警部巡查は去る廿六日の夜より廿八日  
 の夜まで二日三夜を徹したるもの多きよし

○今度退去を命せられたるは豫て出京中ある有志總代又は壯士杯と  
 稱ふる人々のみあらて各私立學校等に留學する生徒にも多く又勅奏  
 任官の家に其執事等とあり居る書生則ち大審院長尾崎氏方の書生二  
 名馬丁一名にて都合三名までも退去の命を被りたりと

○去る廿七日午前十二時より全四時迄に横濱へ着したる退去人は二  
 百三十七名にして是れ等の人々を東京より横濱へ護送したる巡查が  
 横濱警察署より東京へ引き上げたる上の素より此人々は皇居を三里



以内の地に居住を禁せられたるのみにして諾して三里以外の地に去りたらしむには格別用心も要せざるべく思はるれ共横濱警察署にては右等の人々の三里以外の地に去られたるも未だ他の土地に落ち付きたる譯あらず即ち人々が目下横濱市中諸所に宿泊なし居る以上は充分護衛を嚴にする由にて本町通五丁目松井屋元八方にては一時高知縣人にて退去を命せられたる者六十六名の宿泊者ありて一名に付き巡查二名の割を以て同家を取巻き假令所用のため暫時宿外に出づるせつにても一名につき一名宛の巡查は屹度之れに尾行し又豫備として七名宛の巡查の旅店に詰切り居り本町通にては高野屋松井屋津久井屋馬車道にては福井屋依屋辨天通にては林屋等には皆二三十名位の巡查が入り口へ控へ居り其何事なる哉事情を知らざる市中多数の人々をして恐懼様々の訛言を傳へしめたり是れ等取締の爲めに東京よ

りは去る廿七日憲兵二小隊の出張ありて常に市中を警邏し久良岐郡隈み坂下には屯所ありて末吉町三ノ宮脇と平沼新田に各派出所を設け屯所本部は野毛町に置かれ市中を嚴重取締られたり一時の非常ある混雑を極め近年稀成る出来事あり尤も壯士連は去る廿八日既に山城丸にて歸國爲したるものもあり目下滞在の諸氏にて重なるは山際鈴木八木原(新潟)法貴(兵庫)宮地村井(高知)莊司(宮城)山本(大坂)重野(山形)なり

○高知縣人にて帝國大學々生一名並に他縣の同學生一名も退去を命せられて當時横濱に滞在中のよりあるが高知縣人の左官職にて今年六十年計に於ける老人も退去の命を被り當時横濱に彷徨居るよし  
○本郷區内へ去る廿七日より引續き退去の命を受けしものも相應の多人數なりとの事あり左れども廿七日に三十二名の退去者ありて廿



八日全三十日限り退去せしむるもの僅かに二人のみありとの噂あり  
 全所は書生の集居されども何れも官立校學生の内にも重に留學生杯  
 の多きよしされば下宿屋も左程心配をなさざる模様なりと云ふ  
 ○去る廿六日午後より廿七日に掛けて保安條例實施の模様詳細を横  
 濱港内へ追放され來りし者等の實況を取調へ東京公使館の手を経て  
 横濱各領事館より本國へ電報を發する事頗りありと  
 ○廿七日横濱警察署より特に巡查を各退去人の旅宿に派遣し懇諭せ  
 るやう諸氏は一刻も早く歸國すべし時機に寄り地方官の意見を以て  
 内務大臣へ上申せ而して後保安條例第五條第四項旅券云々の正文も  
 あれば當地に永らく滞在し居らざる方然るべしと述べられたり  
 ○其筋にての今度保安條例に基き以後境界より紛紜の生せん爲め皇  
 居より三里以上の規矩を立て距離境へ標杭を設けらるゝといふ

皇居御造營の爲め日々通勤せる職工等は保安條例の實施に付去る廿  
 七日の夜は工場に何れも留め置かれたるよし  
 ○去る廿九日迄に横濱へ退去したる人は合計三百名にて内百五十九  
 名は夫れく歸國したれば目下滞在の諸氏の百四十一名尙三十一日  
 二三十名歸國せられしと  
 ○慶應義塾の岡本勇吉郎吉田忠廣大石某の三氏の高知縣の産にして  
 夙に謹慎勉勵の譽れある人々ありしに廿七日突然退去を命せられ一  
 ケ年間の令ありと  
 ○被退去者にして横濱へ赴きたる者の並旅籠にして一日五十錢を要  
 するとされば速に歸國せんとすれども國元より未だ送金なくして旅  
 費に差闕へ止むを得ず下宿を求むるの次第なるが扱其下宿も亦退去  
 者一名に付巡查一名附添ふのみならず別に下宿屋の一間を巡查の詰



所とあし入口にも巡査出張して出入迄も厳しく警戒するが故に下宿屋は他の客へ對して氣の毒に堪へず又一人の爲めに數名の客を失ふの始末あれば港内一般何れの下宿屋にても退去者をば拒絶し旅人宿も亦往々同様の赴あるより退去者は余程當惑の様子なりといふ

○高知縣士族池忠彦氏の豫て出京し京橋區南金六町松本方に止宿し居りしも去る二十六日は前橋に赴きて留守中ありしが其所用も相果て廿七日瀛車にて歸京し來り上野停車場に着するや否や早くも兩名の巡査出張しありて即時退去の令を傳へたりと云ふ

○片岡恒次郎氏は健吉氏の次男にして此程退去を命せられ目下横濱本町四丁目松井屋方に滯留中なるが去る廿九日全港警察署へ出頭し自分か今回一年間東京退去を命せられたるの亦た是非もあきことあり共北米合衆國ワシントンテリトリーへ留學の豫定あれば何れにも

せよ渡航せんとの見込あり然るに今般父健吉事其筋へ留置せられ本國よりの持參金は凡て父が所持し居るのみならず家事向上是非とも父に面談の上あらでは洋行する譯にも相成り難き次第もあり殆んど當惑の至とあれば如何にもして一たび面會致し度其手續を示されたこと伺出でに警官は懇ろに答へて云ふ様足下の情願さるとあから直接に父君に面會せんとするの迎も相叶はざると思はるゝあり寧ろ知己の者をして足下の代人たらしめ人傳に相談する方然るべしとのどに氏は其旨に従ひ三十日の早朝懇意の者に依頼して東京へ出發せしめたりといふ

○今回退去を命せられし人々の宅に警備の爲めならん臨監する巡査にても其人によりて人數を異にし駿河臺東紅梅町の尾崎行雄氏の宅へハ二人の巡査が變るゝに臨監し居るに中江篤介星亨氏の如きハ



必ず二名又ハ三名の巡査が附添ひ警備するよしを  
 ○京濱間の各停車場にては去る廿七日より何れも数名の巡査出張し  
 て海軍發着の都度乗客を一々注視して書生體の者の嚴重に取調べる  
 と云ふ又右停車場中川崎より先きは何れも神奈川縣下の管轄に属す  
 れば東京立退を命せられたる人々の中土居利正江藤新作坂田某の諸  
 氏外廿八名は右川崎驛に立退き同驛の旅店春日野朝日屋青木等に止  
 宿せしが同驛に於ても横濱同様巡査出張して警備し居ると云ふ  
 ○保安條例を實施してより中仙道并に東北鐵道其他東京近傍の各停  
 車場には何れも巡査立番し壯士の上京せんとする者あれば先づ其姓  
 名を尋ね足下の何の爲めに上京するや政黨の用向に非らざる乎を問  
 ふ其際若しも然りと答ふるときは東京は目下混雜の折柄あれば暫時  
 出京を見合ひする方然るべしとて一々説諭を加へて歸らしむる由な

○素寒貧書生が登樓して翌朝の勘定に囊中無一物の失策を取り餘義  
 なく妓夫を伴れて立歸る事は毎々聞及ぶ所あるが官服帯劔の護衛巡  
 査を伴ひて登樓と出掛たるは開闢以來未曾有の事なるべし俗も今  
 度退去を命せられたる人々の内にて三四日間の猶豫を與へられたる  
 向の内とか其姓名は知れざれど二年乃至三年間東京の地へ足踏の出  
 來ざる以上のセメテの名残に向島の勝景を探らんが花あきを如何に  
 せん此の上は芳原に解語の花を訪ひて鴛鴦衾裏の夢をや結ばんと其  
 旨を護衛巡査に告げ車を同ふして同驛の某樓に到り熟妓を買とせし  
 む巡査の附添に腹を潰してソレトなく斷はられ更に他の樓へ赴くも  
 是亦面識さへなき上に護衛の附居る事なれば是亦都合好く斷はり果  
 は軒別皆同様に遊廓の廻勤ともいふべき有様に廻り歩行きじも目



的を達する能はず遂に方向を西席に轉じて根津に赴きしが何所の青樓も何條驚かざらん体宜く斷はるので遂に一夜を空しくして歸るたこと誰人あるや残念にも名前を聞き落したり

○東京英學館は本年二月始めて設立したるものなれども現今七百餘名の生徒もありて愈々盛大に赴きつゝある處同館長林包明氏の此度の一件に付今後二年半東京退去を命せられたるにより生徒中には失望する者も多き由あるが更に同館の事務を改革して城泉太郎氏を校務主任に地引準次郎氏を幹事に任じ激頭友常三郎氏は教授上の事を擔任し外に委員五名を置いて一切の校務を協議せしめ林氏も東京より程遠からぬ神奈川に退留して萬事相談する由あれば學校の維持方に付ては聊かも不都合あるべしといふ又氏の家族を東京に留め置き去三十一日午後一時新橋發の瀛車にて東京を退去された

○影響盜賊に及ぼし横濱警備豫防線第一大岡川筋第二吉田川筋市街辻々へ此程巡查數名宛立番を爲し警衛巡邏頗る嚴重あれば是れ等線内に當りたる所には盜賊放火者の跡を絶ち二三日盜難届を爲すもの更らになしと云ふ

○高知縣の有志者にて凡そ三十名程も打揃ふて今度遙々御里を出で去る二十六日の夕刻漸く東京に安着し先づお互ひに旅中も無事でも祝ひもしつ祝はれもしつして旅装を解く間も無く當日の騒ぎにて右等の諸氏は保安條例發布の事の其身海上にありて素より知るよしなければ寝耳に水なる巡查の引致コハ何事ぞと思ふうち忽ち退去の命令を受け始めて夫れとは悟りしかど餘り意外の事に唯茫然として巡查等に引かるゝ儘に東京を立退きたりといふ

○横濱の甲斐商店の甲斐織衛氏が外國向の貿易商店にて同店にては



近頃米國よりエライトと名づくる巻煙草を仕入れ先頃府下の諸新聞に廣告して卸小買をはじめあひく、評判を博せしを以て神戸の同店にも送り又此暮の歳暮用何かに澤山需用もあらんと去る廿六日神戸支店に向け電報を掛んとしたる其文言ハエライトとさつくと賣れエライト引續き送る杯の意味にて急ぎ電信局に到るや恰も退去者云々の混雜はじまりにて東西南北電報綴るが如き最中ゆる電信局にては此電文を見て不審を起しエライト引續き送る杯とは面白からず第一此發信人甲斐織衛とは如何ある人物にや兎に角斯る曖昧の電信の採用ならずとの事にて甲斐商店にては今一兩日の掛引もあり旁々大困却にて更に改めてエライトを煙草と書き直し二度目には首尾よく取扱ひにあつたかと思ふ

○東京を退去し横濱に目下滞留中ある宮城の人莊司徳三郎秋田の人

濱野九助の兩氏が首唱にて退去人一同の懇親會を開かんと目下計畫中なりと云ふ

○新潟縣鈴木昌司氏は一昨廿八日横濱警察署へ出頭して出入に一々巡査の尾行を受くるに頗る迷惑の事あれば廢止されん事を望むとて懇々其理由を陳述したりと云ふ

○和田稻積氏は浦和へ向はれたるが昨日和田氏の北堂が東京しての話に去る二十九日同氏は池澤萬壽吉氏と共に浦和へ赴き同居にて暫時滞在せんと或旅店へ投せしに巡査來りて滞在相成らざる旨を傳へしゆゑ我々は命令に應じ三里外に來たりし身なれば此地にありとも苦しからずと存するされ其の居ることの不都合なるに如何ある理由あるかと尋ねられしに何分にも置き難き旨を以てせり依つて然らば一泊すべしと云はれしに夫れさへ不都合ありと拒まれしを以て餘儀



おく露宿せんと云はれしに只君方を置き難しとの事なるゆゑ雨  
 氏も只得此上は縣知事に請じて其の理由を聞き其の上にてまた方向  
 を決すべしと直ちに縣廳に赴き右の事情を述べられしに縣廳に於て  
 は爾る理由はあるべからず开は何かの間違なるべしとて更に某旅店  
 を指名せしを以て此回は該旅店に於て差支なく寢食するを得たり  
 と語られしが多くの退去中に尙種々の話説もあるべきなれば聞く  
 にしたがひ記載する處もあるべし  
 ○横濱へ退去したる人々が日々新聞紙を講讀せん爲め各賣捌所へ買  
 求めに出掛ける者甚だ多くして毎日十二時頃には何處の賣捌所に到  
 るに一枚の新聞紙だにも殘すと亦く同地の各賣捌所にては思はぬ利  
 益ありと云ふ  
 ○尾上菊五郎の一月早々横濱の萬座に於て例の稻葉小僧雨夜話を興

行するに付夫等の打合を爲んと去る二十六日二人の門弟を伴ひ同  
 港に赴き演劇上萬端の指圖を爲して用事も果ければ涼車に乗り豫て  
 愛願を蒙り居る事ゆる序乍ら歳暮の祝辭を述べんものと品川の停車  
 場より下車し同所よりは間もなき道程あれば人力車をも雇はず高輪  
 ある後藤伯の邸に向けて歩を進めたる午後八時頃ありし然るに同  
 夜は彼の保安條例第四條の實施にて警部巡查の八方に手を配り夫々  
 警察署へ引致の上東京退去を命ずるといふ混雜にて同伯の邸内へ寄  
 留の向も同様引致せられたる由にて門外へ一名の巡查が詰め居りし  
 に御殿山の方より高帽洋服を着け金時計の鎖りを最と重氣に胸下へ  
 光らせ二人の壯士とも覺しき者を伴ひ靴音高く同伯の邸内へ入ら  
 んとせしを出張の巡查が誰何しければ菊五郎謹んで寺島清と答へ又  
 二人の門弟も夫々實名を答へて其儘邸内に入る事を得案以を通せし



に時しも同伯の二人の藝妓を待らせ晩酌を傾け居たれば速に呼入れ  
 敵人欲しき折柄好くこそ訪ひ呉たりと盃を興へ横濱春狂言仕組より  
 四方山の雑話に時を移し果の話を花が咲き菊五郎も夜の更るを忘れ  
 今宵の忘年の宴に非ずして忘夜の御酒を頂戴き計らず量を過せしと  
 暇を告て門を出しに前の巡査は相變らず門前にのみ居たり菊五郎は  
 待合の車や居ると南北を見廻せしも挑灯の明りも見えざれば大木戸  
 には居る事ならんと停車場の方にて履ふこそ近かるべしと再び歩を  
 南に向け停車場の構外に至りて腕車を履ひしに前の巡査が今迄三人  
 の跡を尾して来りしも影だに見えずなりけるにぞ同夜の出来事を知  
 らざる菊五郎ハテ不審の事かおされせ身に探偵を受る覺あければ何  
 かの間違ひあるべしと車を北へ走らせ大木戸際の警察署前に差掛る  
 頃車待てと聲を掛しに別人ならず前の巡査にて更に姓名を聞糺され

菊五郎は前の如く寺島清と答しに一人の門弟は最初の實名と違ひて  
 私事尾上菊三郎と申す者にて候と答へしにぞ巡査は愈々不審の體に  
 て何故偽名を申すぞ先に後藤の門前に於ては何某と答へながら今又  
 姓名の曖昧なるは旁々以て其意を得ずと署内に伴はれければ菊五郎  
 の徴しく笑を含みつゝ其御疑ひは如何にも御尤ある事にて遣り前に  
 實名を告げ後にの俳名を述べたるものにて私事も警官の御尋實名を申  
 上しが何をかか隠し申さん私の俳名の尾上菊五郎にて候と述べしに  
 巡査も熟容貌を見つゝ成程と思ひしや稍不審の晴れたる様子にて然  
 らば兩人に用おし菊五郎へは些ト訊問し度義もあればと樓上へ伴な  
 ひ行き二三聞糺しの未歸宅すべしとの事に菊五郎は待せ置たる門弟  
 共と自宅に歸り着しに既に五時に間も近ければ同人の女房は頻に良  
 人の歸りを案じつゝ何故斯くは遅きはとせしとぞと問掛たるにさればな



り今宵圖らず警察署へ拘引されたりとの答へに女房は而怪しみ如何  
ある過失を出来て斯る淺間敷事への出合はれしと猶も打案する摸  
様あるに菊五郎も笑ひ乍らイザ一伍一什を物語らんと前の始末を逐  
一話せし由あるが同人は狂言上にて警官に糺問されたる事はあれど  
實地の訊問は今度が始め故中村座の次興行に何か一幕加へて警官  
に對せし實地を演せんものと語り居るよし其職業に注意深きハ感  
心の至りありと好劇者の物語りあり

○退去者の一人ある重野謙次郎氏は山形縣會議員にして過日來横濱  
本町の旅人宿へ退去し居られしが一昨日より函根温泉へ赴きしと聞  
く

○山田泰造氏も退去者の一人にて當時横濱に滞在せるが同地に明法  
館といふを設け相替らず代言辨護訴訟鑑定等に從事する筈さぞと

○片岡健吉氏は退去の命に遵はず禁錮の刑に處せられしが右の裁判  
を不當ありとして此程控訴したるに付き辨護人には元田肇武藤直中  
松尾清次郎仁杉英の四氏が某委囑を受けたる由

○退去者目下横濱に止宿する保安條例の退去者は惣計四十七名にて  
内高知縣郵船會社支配人久米弘行氏外五名の昨五日出帆の山城丸に  
て歸郷せり

○逐客の詩句 今度保安條例により三年間東京を退去されたる青天  
霹靂史の著者島本仲道翁は豫て正風の俳諧を好み此の道にあててハ  
中々の名人にて當時大磯驛に滞在中あるが近々俳諧行脚を亦ハ全國  
を漫遊の心算ありと今翁の近作を聞くに

又 ぼる夜のふかき底知るひびきかな 北の洲 式心

百 元朝放首 洲 式心



百花絶存衰朽身。一輩不利髮邊春。都門敢望生還日。好作江湖放浪臣。  
又逐客の一人なる舊外務書記官なるとし吉田正春氏の近作あり左の如

平生自笑過虛譽。逐客身成俎上魚。宋主何忘蘇軾策。秦王竟用李斯書。

備梅寒日香猶淺。雁柳嚴霜條未舒。鞭馬匆匆辭闕下。乾坤到處是吾廬。

又朝野新聞社員尾崎行雄氏が退去の日別宴を張り席上左の小詩を賦

せり

世事看來總似烟。半生孤介有誰憐。好收鯨海回瀾手。去擬江南三頃田。

又左の一時は本社々員たりし坂崎斌氏が仙臺として啓行きし時の途

中の作ありと

雪中赴仙臺途上口占

紫雪飛瀾

群山白玉堆。俯看東海開。身如騎鶴背。縹緲下仙臺。

○高知縣の權大教正宮地嚴夫氏は此程上京したるに間もなく退去を

命せられしが氏は固より政治上に關する人にもあらぬの警察署に至

り其權大教正たる旨を証明されしに直ちに退去の命を取消されたり

○又全縣會議員小野道一氏は此程全縣會用にて上京し同じく退去を

命せられしに氏は縣會用の爲め上京せし而已にて身に退去を命せら

るべき覺へききに強て退去せよとあらば猶豫なく退去すべしと行李

を解ひ新橋停車場まで行かれしに警官は何か問合せたる趣きにて後

より退駈け來り唯今の命令は錯誤あれの取消しの旨申渡されしと

○保安條例の發布と同時に其第四條を實施せられ數百名の志士の空

しく都門の外に逐放せられたりとの報を聞くとや在地方有志者の感慨



一方ならず最早國家安危のまりて決する時機に切迫したるを爲し建  
 白請願は固よ該條例の關係する所にあらされば一層敢爲の精神を  
 奮起し以て三大事件其他の建言書を携へ續々上京せんとするの傾き  
 ありと云ふ  
 ○愛國國民の熱腸義膽之を胸臆に鬱積するに忍びず發して或の革命  
 の企てとあり或は顛覆の舉とあるも人間萬事開の嘴心事陸陀其意を  
 達する能はず企圖破れて身を脱れ再舉の策を爲さんとする者の皆山  
 水明媚風光絶佳の瑞西ゼキハの都に退去するハ歐洲の狀況なり我東  
 海の一池横濱の太田村は今また此觀あきにあらず素より革命若しく  
 ハ顛覆をも云へる企たてのあるべきに非ざるべしと雖も認めて治安  
 に妨害あるものとせられ足を箠敷の下に容るハを嚴禁せられ警吏の  
 戒嚴を背にして横濱に退去したる有志者は皆太田村に其居を占め比

隣相迎ふるの有様にて殆んどゼキハに異あらず但其の殊ある所は人  
 民が國事を度外に置き冷々淡々毫も意にせざるにあるのみ今新日本  
 の新ゼキハ此太田村に居を定めたる退去者の重なる人々を擧ぐれば  
 中島信行氏は東軒樓に竹内綱氏の吉田健三氏の控家に林包明氏の其  
 向いの家に星亨氏は少しく下りたる所に居て共に岡陵の半腹に在り  
 て大海を瞰下し白帆黒松を見漁笛鷗聲を耳にし景尤も佳ければ互ひ  
 に相往來して圍棋談笑の間に憂き日月を消し居るといふ  
 ○横濱林屋松井屋等に宿泊し居たる高知縣人五十餘名は去る三十一  
 日神戸及半田行の汽船にて又金地氏等五六名は東海道を取り孰れも  
 郷里に歸りたれば今跡片付けの爲め同港は残り居る高知縣退去者は  
 官地茂春吉本松吉の兩氏外三四名に過ぎずといふ  
 ○新潟縣の富田精策氏ハ去る一日郷里に向け横濱を獲したるが今其



の行路を聞くに通例ならば横濱停車場より直ちに新橋に到りそれより上野發の瀛車に乗るか若しくは赤羽根の線路に向ふべきに退去者の不自由さの皇居を距る三里の地に最早一歩だに足を容るゝと能はざれば氏は横濱より瀛車にて川崎に至り瀛車を下して更に人力車にて間道凡そ十里を過ぎ漸やく浦和に至りて高崎行の瀛車に乗り信州を経て始めて歸國し得たりといふ其不便思ふに餘りあるべし又同縣退去者の鈴木昌司氏は熱海に行き富田氏の如く歸縣したれば今横濱にあるは八木原繁池山際七司等數氏のみありと

○岡山縣瀧取田一郎兵庫縣長部房太郎の兩氏は一昨日午後十一時三十分横濱發の瀛車にて國府津に到りそれより東海道を過ぎて歸縣するといふ

○一月三日横濱を去り歸國したる退去人は五名にて現在員は郡部に

在るものを合せて六十一名にして漸々減少の傾むきあるにより兼て居留地警察署より手傳ひ居りし六十名の巡查の大抵引き揚げたりと

○保安條例違反の罪を以て此程輕禁錮に處せられ目下石川島監獄署に在る高知縣人安藤清香外二氏には曩に同縣を出發せらるゝに當り親戚を始め知己の諸氏へも今般我々の數百人の委託を受け斯く上京するからに我々が建言にして廟堂に容れられざるの不幸に會ふとあるも嗚免々々手を懐にして歸縣するが如き事は死すとも爲さぬ決心あれば何所までも此の意を貫徹せしんば生きて再び諸君に見へまじと堅く約し互ひに水杯を酌みかはして出京せしことされし保安條例の發布あくとも禁錮せらるゝ位の事は兼て覺悟の前なれど只恨むらくは委託の任を盡す能はずして此に至るの一事の縣地の諸氏に對し面目なきとなりと此程或る人に語られたりと聞けり



○皇居の近傍に住居する高知縣人等の昨今何となく不穩の傾あるよ  
 と家族を纏めて縣地に歸るあり又は温泉場に遊ぶありて自から退去  
 する者あり爲めに現時奉職する者にて或は嫌疑の掛らんかど危ぶ  
 る人もありどか云へり

○我に保安條例によりて二年六ヶ月間退去を命せられたる千葉縣有  
 志小高純一氏の一時横濱へ引取居られしが今回後圖の相談も定ま  
 りて一先千葉へ歸らるゝ事となりしに青天の身にむららは纒に四時  
 間を費やして達し得べき行程も今は嚴籠を蒙りし逐客のことなれば  
 禁關三里の以内に一步を入るゝとも叶はず不得止横濱より浦賀へ  
 至り夫れより數拾里の海路を経て房州那古へ渡り更に上總國木更津  
 へ回り漸く千葉町へ行かれしとのとなり

○又同縣二千有餘名の有志者は曩に齋藤自治夫高野麟三山田島吉の

三氏を以て其總代人とかし三大事件及び其他に關する建白書を元老  
 院に捧呈せしめ日々其吉報の至るを俟ち居りしに不幸にして三氏は  
 保安條例によりて各退去の身とあり空しく恨を都門に残して歸郷せ  
 られ逐一其顛末を物語り退去の命令状さへ示されしかば有志者の悲  
 昂一方ならず中に感極つて覺へず熱涙を流せしものもありしとさ  
 れどかくて止む可きにあらねば速に一大會合を開き前途の方向を決  
 し更に數名の委員を撰ひ斃れて後尙止まざるの精神を以て先きに捧  
 呈せし建白書の主旨を買徹せんとして目下協議中のよし又一報には兩  
 三日の中に第二回の總代人出京すべしとあり何れにもせよ千葉縣  
 有志者の天下の憂に先つて憂るものと云ふべし

○京都府より有志總代として出京せし福井孝治氏は曩に記せる如く  
 退去の命を受け十二月三十日横濱出帆の船にて去一日午前一時神戸



に上陸せしに疾くに兵庫縣の巡査が出張しありて波止場に於て取調  
 へをせし其旅宿海岸後藤方へは平服を着したる巡査を付せられ翌朝  
 京都へ向け出發の時も矢張と警官が瀛車に同乗し京都に着するや同  
 府の巡査に引渡したりと  
 ○一年三百六十五日親み馴れたる曆をば無情にも屑屋の籠に打ち捨  
 て、更に面識もなき曆を手にはば何か故に目出度きか只夫れ一個の  
 符號に過ぎず便利上の命名に過ぎざる月日の名か換ればとて抑も何  
 か爲に喜ぶべきか轉た烏兔匆々鐵砲玉の如く走り去るを恨み紅顔  
 何時しか白頭の野暮老爺と移り變る冥途の旅の足早み進まざらんと  
 欲しても猶ほ進み行くを切齒くこそ思へ何ぞ咽を屠蘇酒に濡ほすに  
 忍ひんや如何でか腹を雜煮餅に肥すに堪へん況んや身は鬼さらざる  
 に外に出され終南進士鐘馗迄のに逐ひ立てらるゝものあるをや新年

や新年や汝何が故におめでたきかと思痴を溢して世よ逆らふも是れ  
 また屠蘇機嫌の宿醉まだ醒めぬ管卷小田卷きの不平漏らしなるべし  
 何がさて人の以て目出度しとし世の以て祝ひ壽ぶくべしと積年の習  
 慣に定められたる新玉の年始め明治二十一年一月三日の事なりとぞ  
 例の退去の嚴命を蒙り昔時忍ばるゝ大磯の宿へ退きたる某氏の世  
 は春ながら春あらぬ謫居の身とは云ひあがら無聊の機を慰さめばや  
 と程遠からぬとあれば江の島遊びに寓居を出でて一に折よくも日麗か  
 に風あきて何となふ春めければ自づから心も淨きくして急がぬまゝ  
 に單身獨歩ボツ／＼道をたどつゝ、鬼ある村の片邊りに暫し足をば  
 打休めて不圖背を見顧れば警官の附き添ふを見認めぬ之より始終後  
 にならず前にあり夫れとはさしに付添ひ一が往來稀ある田舎路ゆゑ匿  
 すべくもあらず匿さるべきにもあらず舉動の一々目に付きしも別に



彼方に言葉もかければ知らぬ振して行く途次最寄の便所に立ち寄りたる其中に警官は前に通り抜けた時を振りかへり見ながら行きけるが某氏は一寸傍へある旗亭に入りて憩ひ居りしに警官は見失ひたりとや思ひけん足を早めて戻り来り急がひしげに旗亭の前を走りつゝ某氏の顔を横に見て其まゝ行き過ぎしが又た暫時して立ち還りしかば某氏は笑を含み警官を呼び止め御身の我輩を警護せらるゝ者にやあらん果して然らば他を敷きし玉ひを幸ひ徒歩の一人旅言葉敵となす賜へと打ち連れて旗亭を出て二ツ三ツ四方山の咄を仕掛しなれど中々親しく打話るにもあらねば今一人同伴欲しと思ふ内に次の宿にて警官の交換とあり更に警護に來りし人はこれまた一種の話し嗜きと見へ種々某氏を慰籍しつ其應對の丁寧あるいと氣の毒に思はれながら咄の面白きに歩みの程も知らずいつ何時しか藤澤の宿に至りし

に折しも新年の祝ひ事男女打交りて餘念もなく春に戯むれ逐羽根の羽子板は爺さんの頭を叩き當獨樂のか天下のチンコロの尾を踏み濁醴に春を祝ふ客待の車夫屠蘇酒に顔を赤むる回禮の紳士熱沓混雜の最中ありしも志士の心耳に自づから落空に呻る紙鷲の聲も不平を云ふ吟聲とや聞つらん此の宿にても矢張り警官の交代あれば某氏の警察署の傍らに佇みて之を待ち居しに門内より走り出でたる警官の之れに心付かさりしか逃げ失せたりとや思ひけん一目散に停車場指して走せ行きしかば何事ならんと老若男女押し合ひて走せ行く其内に警察署よまた一名の警官立ち出で某氏の姓名を問ひ今彼方の走きたる同僚は御身を警護するものありしか斯の如くに何れへか走せ去りたれば代りて警護の任に當るべしと應答の内にもまた何事にやと物珍らしき田舎人等が山の如くに寄り集り押し合ひつゝ通路さへ塞



がる程にて五月蠅に堪へられねば車に乗せて走らしに江の島路の幅狭きに老若前後に寄り集りて警官の制止をも聴かず互ひに押し合ひて子供の負傷したるさへありしそれより警官に導びかれて島の名所を見巡り歸途の暮にも近づきたれば瀛車の間に合はせんと車を急がせしに途中にて車を損じたれば某氏は警官と同車して歸りたるが書生と警官との相乗りはまた可笑かりしと是れ退去者の一笑話にやあらん

○保安條例發布の電報京都に達するや有志者は大に奮激し直ちに視察として二三氏が出京せんと言ひたる程ありしが兎に角上京中の總代の報を待て如何様ともすべしと云ふ内に惣代植島幹福井孝治の兩氏も退去を命せられたるの報達し續いて福井氏は同地に歸りて其實況を報せしかば有志者は倍々奮激の熱度を増し寄ると觸ると保安條

例の談をさらさるはあしと

○兵庫縣人宮部政厚氏の退去の命を受け一先茨城縣新治の某家に宿したるに二名或は三名の人同家に入出して遂に主人に種々尋問の上同氏を宿泊せしむるの爲になるまじ杯告しかば宿主は大に驚き同氏に宿泊を断りしにぞ餘儀なく同氏の水戸に向て出立しけるが乗合せし車夫が途々の物語に跡より二人引にて睡り來るは慥に探偵ならん此頃の車夫仲間へも其筋の申渡し厳しく警察の切符を所持する者あれば何人に拘らず何時にても發車すべしとの内達あり杯云しとか夫より水戸上市和泉屋に到着せしが此處とても前に變りしとなく正服巡査來りて精細尋問すると前後六回に及びしにぞ同氏の餘りの不審に自から警察署に至りて署長に面會を請ひれしが折から退署の後あれば止むを得ず在署の巡査に右の由を告に巡査の云へる様成程其



方の迷駭の左もありあふ去りあから退去人の來る時の夜分十二時ま  
 て巡回の都度尋問するの内規あれば據あき次第ありとありければ夫  
 より同氏の歸宿して翌日電信局へ至りしに又々同局にて近來の暗號  
 電信を發する者少あからねば文字の不明に限らば事實に至るまでも  
 充分質問する内規ありとて非常の尋問を被むりたる由右の如き次第  
 あれば同地に滞在するの甚いた迷惑ありとて一先歸縣の途に上りし  
 と云ふ斯の如き實況あれば同地有志者の中にも予の以來斷然政治社  
 界に交際せず杯云居る人も有よし  
 ○今度保安條例の頒布ありしに都下古老の物語りに舊幕府の頃江戸  
 構ひと云ふ律あり博奕の親分所々へ賭場を構へテラ錢と號して賭場  
 の運上を取るを今日の業と爲し居るも其他に犯罪の廉有し者已に斬  
 にも處せらるべきに強惡あれども人命に害奇く又其情ある故を以て

減刑し江戸構ひとなる者最も多しと亦幼者を略取誘拐し或は略賣等  
 爲したる犯罪者を處する律あきと何れも身體或は財産上略取に等し  
 き所爲を罰するに江戸構ひを以てせしと此罪人江戸に來る時は旅裝  
 束則ち草鞋甲掛け脚半を用ゆしかある時は私用の自由は充分辨せし  
 ものあきといふ

國家 壯士退去願未遂終



明治三十二年三月廿八日出版御届

同二十一年一月廿五日出版發兌

定價金二十錢

編輯兼  
出版人

東京府平民

石川傳吉

京橋區本材木町三丁目七番地

京橋區南鞘町十八番地

發兌正文堂朝野文三郎

日本橋區通り四丁目

賣春陽堂和田篤太郎

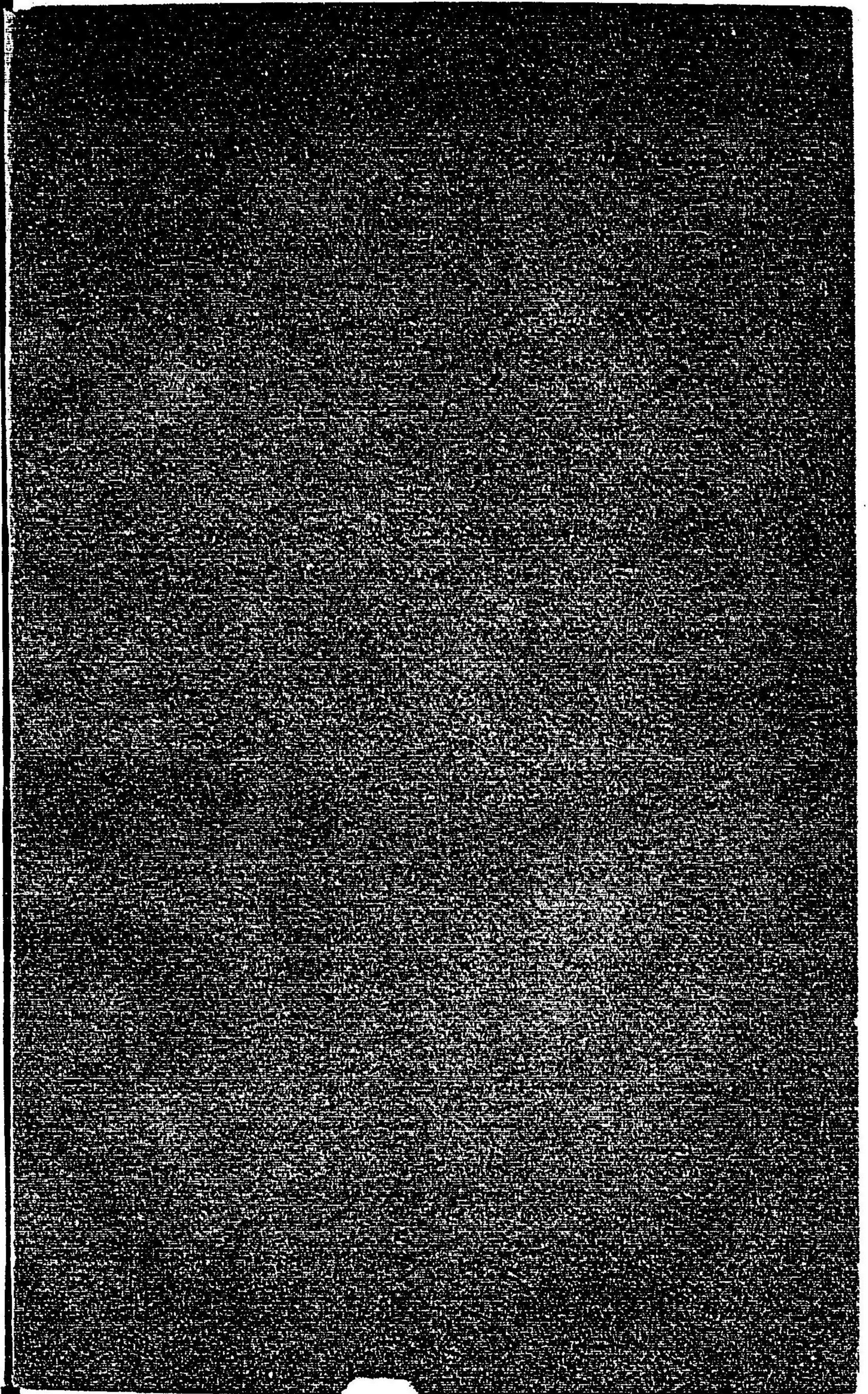
日本橋區横山町三丁目

捌金松堂辻岡文助

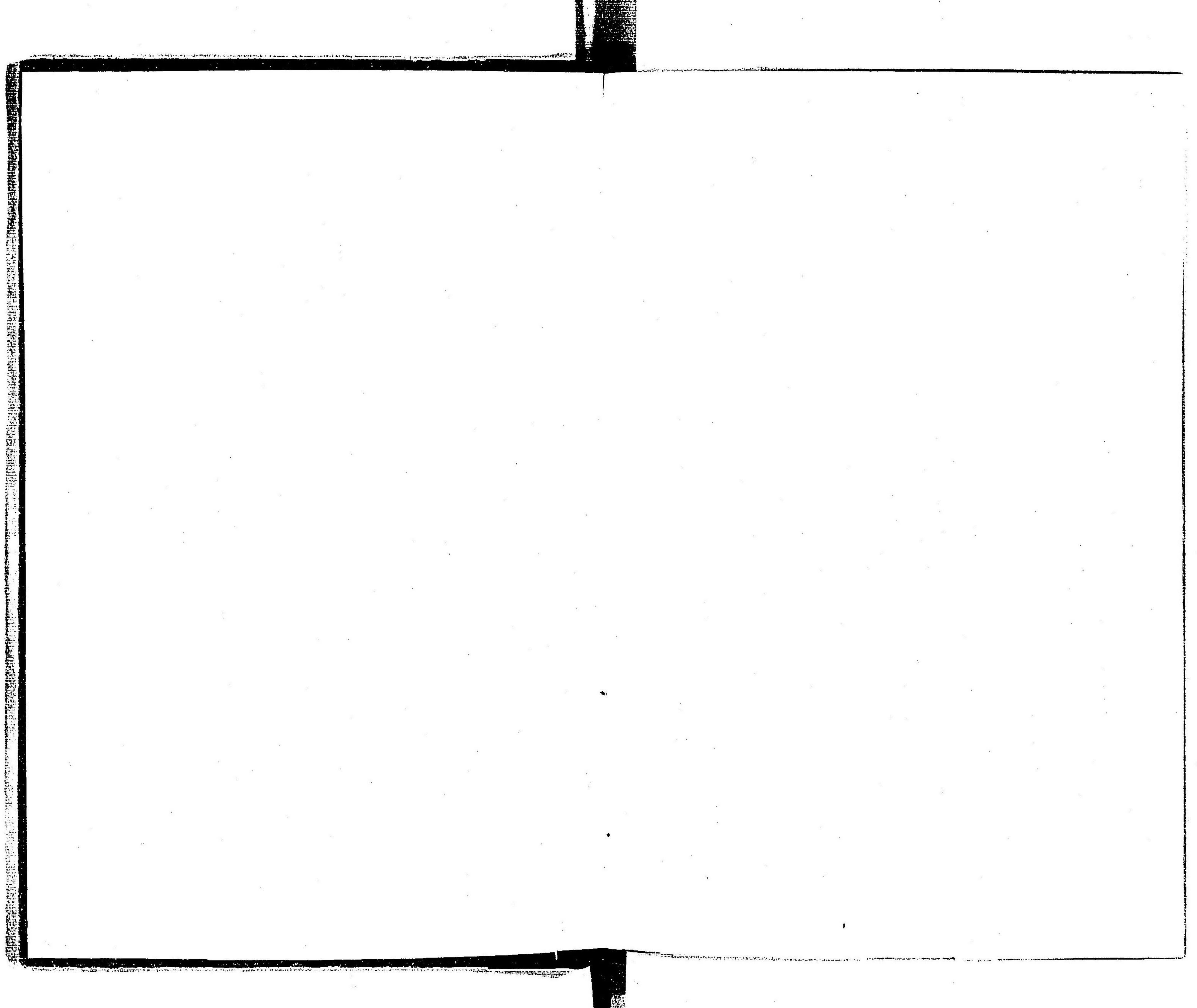
北總佐原町

人正文堂本店朝野利兵衛

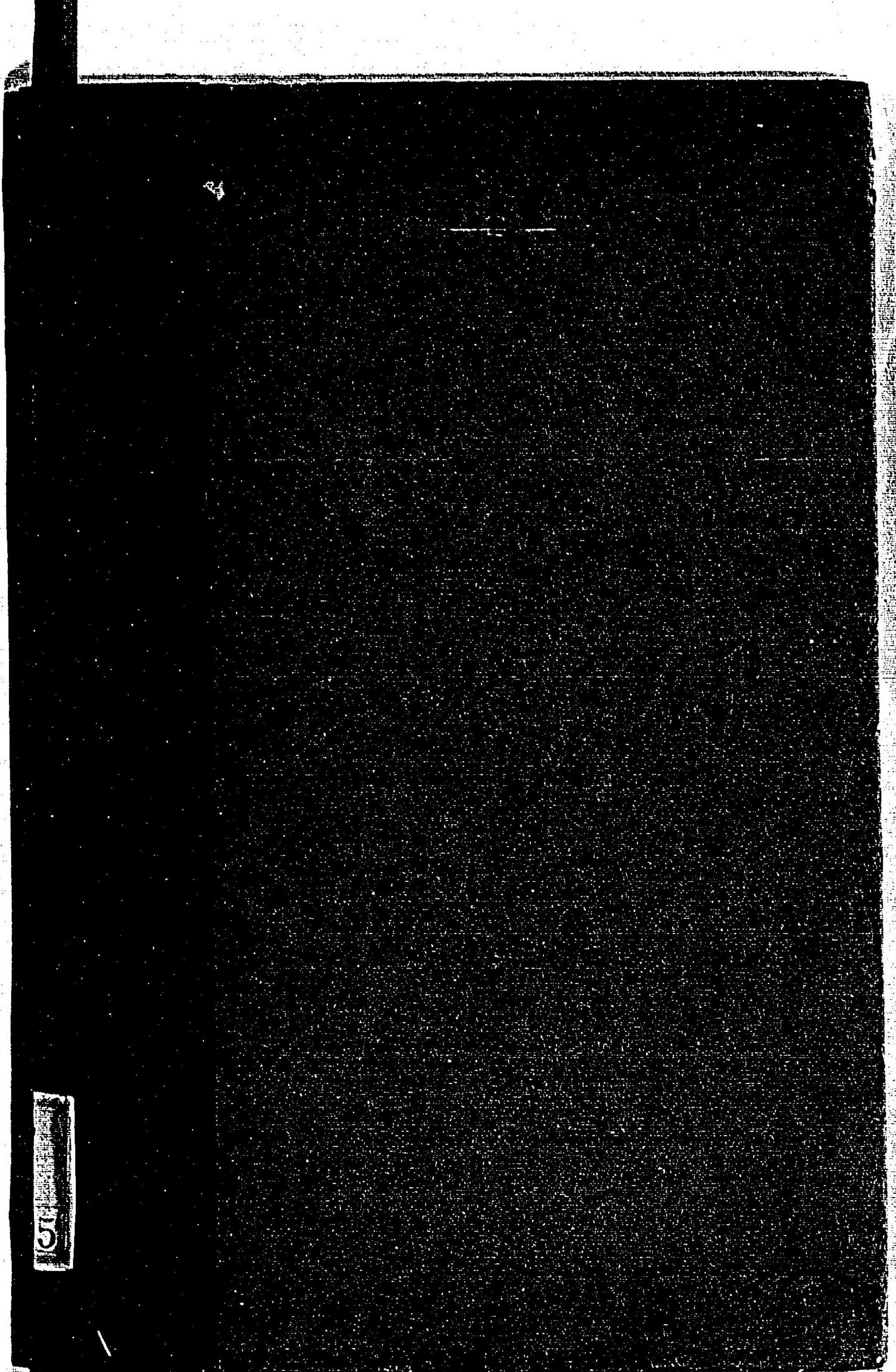












Small white label on the left edge of the dark area, containing illegible text.



002110-000-3

特47-195

国家保安壮士退去顛末録 附, 保安条例

石川 概世(伝吉) / 編

M21

ACB-5352

